

令和3年度公共用水域の水質測定結果について

令和4年11月9日
環境政策課

愛媛県環境審議会の答申を受けて策定した「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

- 1 調査期間 令和3年4月～令和4年3月
- 2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省、独立行政法人水資源機構
- 3 測定項目及び調査地点

区分		生活環境項目	健康項目	ダイオキシン類	要監視項目	その他
項目数		13	27	1	30	14
地点数	河川	73	39	9	23	30
	湖沼	8	6	0	0	8
	海域	129	22	4	5	25

4 調査結果の概要等

(1) 生活環境項目

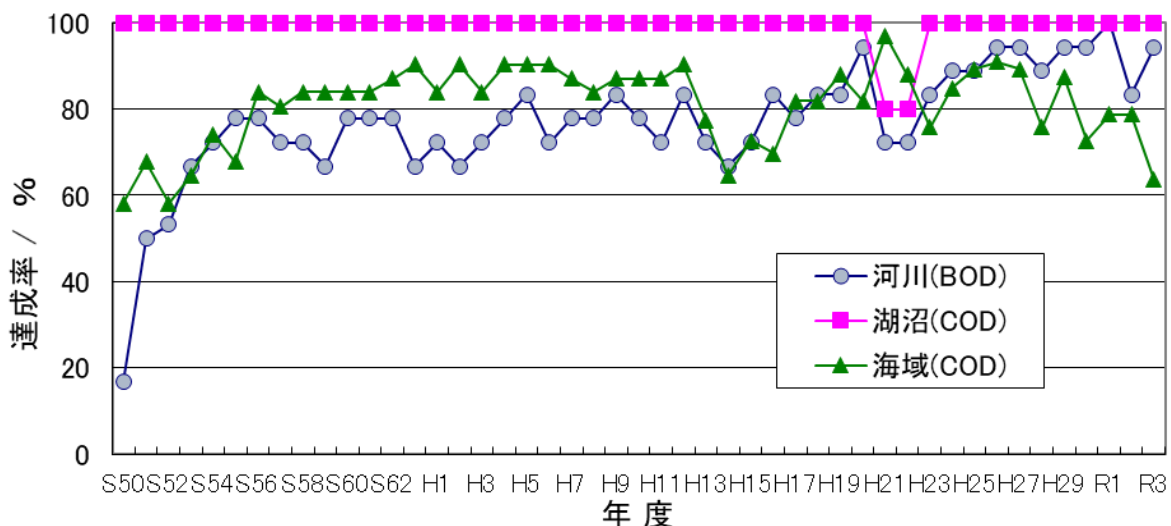
ア 環境基準点における環境基準の達成状況は、河川(BOD)が94%、湖沼(COD)が100%、海域(COD)が64%であり、全体では77%であった。

なお、海域(COD)については、燧灘で発生した赤潮の影響(5/24～9/8)により、前年より達成率が低下したものと推定される。

BOD又はCODの環境基準の達成状況

区分	令和3年度		令和2年度	
	達成率	達成水域数／調査水域数	達成率	達成水域数／調査水域数
河川	94%	17/18	83%	15/18
湖沼	100%	5/5	100%	5/5
海域	64%	21/33	79%	26/33
合計	77%	43/56	82%	46/56

環境基準達成率の経年変化 (BOD又はCOD)



○未達成水域の状況等

区分		令和3年度	令和2年度
河川	AA類型	—	肱川水域（乙）、広見川水域（甲）、岩松川水域
	A類型	肱川水域（甲）	—
海域	A類型	伊予三島・土居海域、新居浜海域（丙）、西条海域（丙）、東予海域（丙）、燧灘東部	伊予三島・土居海域、新居浜海域（丙）、西条海域（丙）、東予海域（丙）、燧灘東部
	B類型	新居浜海域（乙）、東予港西条地区航路泊地（乙）、西条海域（甲）、東予海域（甲）、東予海域（乙）、河原津漁港、三島・川之江地先海域（4）	東予港西条地区航路泊地（乙）、東予海域（甲）

イ 全窒素及び全りん的环境基準の達成状況（海域のみ）

項目	令和3年度	令和2年度
全窒素	100%（5水域）	100%（5水域）
全りん	100%（5水域）	100%（5水域）

(2) 健康項目

調査を実施した67地点（河川39地点、湖沼6地点、海域22地点）全てにおいて、環境基準を達成した（令和2年度も達成）。

健康項目の調査結果概要

（単位：mg/L）

項目	調査結果	基準値
カドミウム	<0.0003	0.003以下
全シアン	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.02	0.05以下
砒素	<0.001~0.007	0.01以下
総水銀	<0.0005	0.0005以下
メチル水銀	<0.0005	検出されないこと
PCB	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.001	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002以下
チウム	<0.0006	0.006以下

シジピン	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.02~2.1	10以下
ふっ素	<0.08~0.49	0.8以下
ほう素	<0.02~0.3	1以下
1,4-ジメキサン	<0.005	0.05以下

(3) ダイオキシン類

調査を実施した13地点（河川9地点、海域4地点）全てにおいて、環境基準を達成した（令和2年度も達成）。

ダイオキシン類の調査結果概要

区分	水質 (pg-TEQ/L)			底質 (pg-TEQ/g)		
	地点数	調査結果	基準値	地点数	調査結果	基準値
河川	9	0.068~1.0	1以下	8	0.12~7.4	150以下
海域	4	0.080~0.089		4	0.31~4.2	

(4) 要監視項目

調査を実施した28地点（河川23地点、海域5地点）において、2地点でアンチモンが、1地点で全マンガンが、1地点でウランが指針値を超過した（令和2年度も同様）。

要監視項目指針値超過地点の調査結果概要

(単位：mg/L)

区分	超過地点	項目	調査結果 (年平均値)	指針値	要因等
河川	加茂川水域St-7	アンチモン	0.086	0.02	地質由来
	砥部川水域St-2		0.063		
	野村ダムサイト	全マンガン	0.42	0.2	
海域	松山海域St-8	ウラン	0.0032	0.002	海水由来

(5) その他項目

内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン物質）については、調査を実施した5地点（河川1地点、海域4地点）全てにおいて、検出されなかった（令和2年度も5地点で検出されず）。

内分泌攪乱化学物質の調査結果概要

(単位：μg/L)

区分	調査地点数	4-オクチルフェノール	ビスフェノールA	DDT
河川	1	N. D.	N. D.	N. D.
海域	4	N. D.	N. D.	N. D.
定量下限値	—	0.01	0.01	0.05

注) N. D. : 検出されず

令和3年度地下水の水質測定結果について

令和4年11月9日
環境政策課

愛媛県環境審議会の答申を受けて作成した「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

1 調査期間 令和3年4月～令和4年3月

2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省

3 調査結果の概要等

(1) 継続監視調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	48	3 ^{※1}	—
松山市	10	6 ^{※2}	—
国土交通省	6	28 ^{※3}	21 ^{※4}

※1 砒素、テトラクロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※2 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※3 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、シアン、チオベンザルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサリン

※4 クロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イネキサチ、ダイジリン、フェニチオン、イプロチオン、キシロ銅、クロタコニル、プロピザミド、EPN、ジクロロホス、フェノカルブ、イプロホス、クロニトフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

イ 調査結果（基準超過地点）

環境基準項目については、調査を実施した64地点において、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が11地点で、基準を超過した。

（令和2年度は、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が15地点で超過）

要監視項目については、調査を実施した6地点において、指針値の超過はなかった。

・テトラクロロエチレン

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	令和3年度	令和2年度	環境基準
松山市	松山市生石町	0.024	0.021	0.01 以下

・砒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	令和3年度	令和2年度	環境基準
愛媛県	宇和島市伊吹町	0.012	0.016	0.01 以下

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	原因	調査結果		環境基準
			令和3年度	令和2年度	
愛媛県	今治市伯方町叶浦	施肥	20	22	10 以下
	今治市上浦町井口	施肥	14	12	
	今治市波方町波方甲	生活排水	11	11	
	八幡浜市保内町川之石	施肥	11	11	
	越智郡上島町生名	施肥	21	19	
	伊予郡松前町北黒田	施肥、生活排水	14	8.8	
	伊予郡砥部町川井	施肥	18	18	
	西宇和郡伊方町二見	施肥	13	9.5	
松山市	松山市吉藤4丁目	施肥、生活排水	21	21	
	松山市由良町	施肥、生活排水	13	14	
	松山市宮野	施肥	11	10	

(2) 概況調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	10	7*	—
松山市	9	28	25

※ 砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジクロロベンゼン

イ 調査結果（基準超過地点）

環境基準項目については、調査を実施した19地点において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点（松山市吉藤4丁目）で基準を超過した。

（令和2年度は、調査を実施した18地点においてふっ素が1地点（松山市堀江町）で超過）

要監視項目については、調査を実施した1地点において、指針値の超過はなかった。

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	令和3年度	環境基準
松山市	松山市吉藤4丁目	21	10 以下

(3) 継続監視の終了に係る汚染井戸周辺地区調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	調査地点	地点数	環境基準項目
愛媛県	新居浜市松木町	3	テトラクロロエチレン
	今治市吉海町名駒	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

注) 地点数は、継続監視調査地点を含む。なお、新居浜市松木町については、テトラクロロエチレンのほか、分解生成物4項目も併せて調査を実施した。

イ 調査結果

調査を実施した8地点において、環境基準を達成した。

(4) ダイオキシン類調査

ア 調査地点

(単位：pg-TEQ/L)

調査機関	調査地点	令和3年度	環境基準
松山市	松山市水泥町	0.083	1以下

イ 調査結果

調査を実施した1地点において、環境基準を達成した。
(令和2年度も調査を実施した2地点で達成)